

平成30年
第32回嬉野市農業委員会
総会議事録

平成30年2月2日

嬉野市農業委員会

平成30年 第32回嬉野市農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	久間黒木 外10筆 田の畑に転換	H30.2.2	承認
	2	久間一本松 外2筆 田を畑に転換	H30.2.2	承認
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下宿餅ノ木 賃借権	H30.2.2	承認
	2	不動山皿屋谷 賃借権	H30.2.2	承認
	3	谷所一本松 外1筆 賃借権	H30.2.2	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1~18	谷所二本椿 外21筆 賃借権・使用賃借権	H30.2.2	承認
	嬉1~5	吉田太田 外9筆 賃借権・使用賃借権	H30.2.2	承認
		所有権移転		
	1	谷所一本松 外2筆 あっせん	H30.2.2	承認
	2	谷所一本松 あっせん	H30.2.2	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	岩屋川内終南 外1筆 売買	H30.2.2	許可
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	久間代木 太陽光発電設備設置	H30.2.2	承認
	2	不動山宮ノ前 外1筆 資材置場	H30.2.2	承認
	3	下宿惣座 専用住宅建築	H30.2.2	承認
	4	下宿惣座 外1筆 専用住宅建築及び道路敷地	H30.2.2	承認

平成30年 第32回嬉野市農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 平成30年2月2日
 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
 3 開会日時 開会 平成30年2月2日 午後1時30分 議長 西田 昭義
 及び 宣告 閉会 平成30年2月2日 午後2時45分 議長 西田 昭義
 4 会議の公開の 非公開
 可否・理由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条
 第1項の規定による

- 5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員25名 欠席委員0名
 (農業委員)

席次	氏名	出欠	備考	席次	氏名	出欠	備考
会長	西田昭義	出	議長	13	田島昭英	出	
1	松元正行	出		14	大島栄吉	出	
2	水川靖廣	出		15	宮崎 勇	出	議事録署名
3	川原安幸	出	班長	16	植松和幸	出	議事録署名
4	稲富 茂	出		17	一ノ瀬宏則	出	
5	白川久美子	出		18	馬場みどり	出	
6	富永敏文	出	憲章朗読	19	池田藤巳	出	
7	小森隆昭	出		20	井手寛紀	出	
8	淵野厚由	出		21	前田安一	出	
9	川内利光	出		22	山崎 正	出	
10	松尾 直	出		23	山口智佐代	出	
11	江口幸一郎	出		24	武藤 正	出	
12	池田博幸	出					

(職員等)

農業委員会事務局長	白石 伸之	農業員会事務局主任	坂本 健二
農業員会事務局主事	永田 良子	農地利用集積推進委員	秋月 治馬
農林課副課長	小原 和子		

事務局 整理番号1番について、事務局の説明を求めます。
 議案書1ページ、整理番号1番です。
 届出人は 冬野の ○○○○ 様です。
 所在地は、大字久間 黒木 ○○○番 外10筆
 地目は11筆とも田 面積は合計4,985㎡です。
 理由は、水利不便であり、ため池からの水の取り入れが不能なため、田を畑に転換したいということです。
 図面は2ページから5ページ、写真は(1)番を御覧ください。以上です。
 議長 この件について、田島委員、地区担当委員としての説明・意見をお願いします。
 担当委員 別にありません。
 議長 続いて、1月31日に1班で実施した事前審査の結果について、班長の川原委員、報告をお願いします。
 班長 数年前から、ため池からの取水が難しく、減反としている所だそうです。仕方ないと思います。
 議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
 委員 「異議なし」と呼ぶ者あり
 議長 無いようですね。この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。
 [全員挙手]
 議長 はい、農地等形状変更届出整理番号1番については、全員了承です。

 議長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
 事務局 整理番号2番です。
 届出人は 冬野の ○○○○ 様です。
 所在地は、大字久間 一本松 ○○○番○ 外2筆
 地目は3筆とも田 面積は合計1,137㎡です。
 理由は、長年減反をしていて、水が入らなくなったため、田を畑に転換したいということです。
 図面は6ページと7ページ、写真は(2)番を御覧ください。以上です。
 議長 この件についても、地区担当委員は田島委員です。説明・意見をお願いします。
 担当委員 これも1番と同じです。
 議長 では、川原班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。
 班長 水が入らなくなったため、田を畑に転換したいということです。
 議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
 委員 田を畑にかえて、何か耕作する予定とかありますか。
 担当委員・班長 予定はないかと思いますが、せんじゃ畑として利用されると思います。

利用権設定塩田町の分整理番号1番から18番までです。
貸し手人は 白石町の ○○○○ 様、外17名様です。
借り手人は のぞえの ○○○○ 様、外12名様です。
所在地は、大字谷所 二本椿 ○○○番○、外21筆
面積は合計で24,218㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は1年から5年で、再設定と新規設定
です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められ
る各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、利用権設定塩田町の分整理番号1番から18番までについて、
質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員
農 林 課

所有権移転について5反要件がありますが、利用権設定はないのですか。
利用権設定に関しては、要件はありません。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定塩田町の分整理番号1番
から18番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は
挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定塩田町の
分整理番号1番から18番までについては、原案どおり承認することに決定
しました。

.....
議 長

次に、(別添の表3ページ) 利用権設定嬉野町の分
皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番ま
でについて、一括審議したいと思えます。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番までにつ
いて、農林課の説明を求めます。

農 林 課

別添の表、3ページを御覧ください。整理番号1番から5番までです。
貸し手人は 東吉田の ○○○○ 様、外4名様です。
借り手人は 同じく東吉田の ○○○○ 様、外4名様です。
所在地は、大字吉田 太田 ○○○番、外9筆
面積は合計で13,142㎡、

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は5年から8年で、再設定と新規設定
です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定め
られる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番までについて、

質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

.....

議長 次に、(別添の表5ページ<3枚目>) 利用権設定 農地中間管理機構の塩田町の分です。皆さんに、お諮りします。整理番号1番と2番について一括審議したいと思います。御異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議なしと認めます。農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番と2番について、農林課の説明を求めます。

農林課 別添の表、5ページ<3枚目>を御覧ください。整理番号1番です。

売り手人は 鳥越の ○○○○ 様です。

借り手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 様です。

所在地は、大字谷所 一本松 ○○○番 外2筆

面積は合計で2, 286㎡、

所有権移転の種類は、あっせんで、利用目的は米です。

対価としましては、反当り437,500円、全体で1,000,000円です。続いて、整理番号2番です。

売り手人は 鳥越の ○○○○ 様です。

買い手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 様です。

所在地は、大字谷所 一本松 ○○○番、面積は1, 329㎡、

所有権移転の種類は、あっせんで、利用目的は米です。

対価としましては、反当り489,100円、全体で650,000円です。

2件とも、計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長 それでは、中間管理機構の塩田町の分整理番号1番と2番について質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。中間管理機構の塩田町の分整理番号1番と2番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

譲渡人は 岡山県岡山市の ○○○○ 様、
譲受人は 長崎県長崎市の
株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 ^{だいぎ}代木 ○○○番 地目は田 面積は748㎡です。

用途目的は、太陽光発電設備設置

事由は、申請地は、現在休耕地であり、今後の耕作の見通しもない。農地の維持管理も困難であり、近隣農地への影響も少ないため転用したいということです。

東は畑 西は山林 南は雑種地 北は宅地、畑です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

売買価格は、反当り668,500円、全体で500,000円です。

図面は13ページと14ページ、写真は（3）番を御覧ください。以上です。

議 長

地区担当委員でもある、川原班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

休耕地ということで、管理もなされておらず、仕方ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

譲渡人は 千葉県船橋市の ○○○○ 様、

譲受人は 丹生川の

有限会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字不動山 宮ノ前 ○○○番、外1筆

地目は2筆とも畑 面積は合計で373㎡です。

用途目的は、資材置場

事由は、申請地は、現在休耕地であり、後継者もなく耕作の見通しもない。事業量が拡大傾向にあり、隣接の資材置場が手狭になったので、資材置場拡張のため転用したいということです。

東は畑、田 西は畑、田 南は畑 北は宅地です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

この契約は、贈与です。

図面は15ページと16ページ、写真は（4）番を御覧ください。以上です。

議長 山口委員、地区担当委員としての説明・意見を申し上げます。
担当委員 別にありません。

議長 川原班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。
班長 周囲も茶畑で、荒れており仕方ないと思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号3番です。

譲渡人は 内野内野山の ○○○○ 様、

譲受人は 福岡県粕屋郡の ^{かすや} ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 ^{そうざ} 惣座 ○○○番○

地目は田 面積は492㎡です。用途目的は、専用住宅建築

事由は、申請地は、現在休耕地であり、今後の耕作の見通しもない。現在福岡で勤務しているが、来年度嬉野市に転勤する予定があり、新居を建築するため転用したいということです。

東は田 西は田、宅地 南は畑 北は宅地、道路です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

売買価格は、反当り6,060,000円、全体で2,981,520円です。

図面は17ページと18ページ、写真は（5）番を御覧ください。以上です。

議長 武藤委員、地区担当委員としての説明・意見を申し上げます。
担当委員 別にありません。

議 長
班 長

川原班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。
高速道路事務所跡については、一時転用等許可が不要ということで、事務所撤去後、専用住宅建築するということです。

議 長
事 務 局

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
西日本高速道路株式会社は、許可不要の中に入っていて、一時転用も申請書が上がってこなかった。調べてみたところ、そういう理由でありました。今でいう、NTTと同じく報告だけでいいような扱いです。当時道路公団分は、適用されていたそうです。

議 長
委 員

他にありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

整理番号4番です。

譲渡人は 内野内野山の ○○○○ 様、

譲受人は 式浪の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 ^{そうざ}惣座 ○○○番○、外1筆

地目は2筆とも田 面積は合計で674㎡です。

用途目的は、専用住宅建築及び道路敷地

事由は、申請地は、現在休耕地であり、今後の耕作の見通しもない。現在3人家族で居住している家屋の老朽化（昭和53年建築）により、新築するため転用したいということです。

東は田 西は雑種地、宅地 南は畑 北は宅地、道路です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

売買価格は、反当り6,060,000円、全体で4,084,440円です。

図面は19ページと20ページ、写真は（6）番を御覧ください。以上です。

議 長
担当委員

武藤委員、地区担当委員としての説明・意見をお願いします。

別にありません。

議 長
班 長

川原班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

前回と同じ事例で、隣接地でございます。

